

**「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について**

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集(パブリックコメント)を、2015年11月5日(木)から12月4日(金)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は9であり、のべ意見数は10件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	9
郵送	0
FAX	0
合計	9

2. 項目別の意見件数

	件数
1 事業管理責任者の選任	0
2 安全管理体制に係る認定基準等のうち安全管理規定について	5
3 暴力団員等に係る欠格要件について	3
4 申請書に添付する書類について	0
5 変更の認定を要しない軽微な変更の届出	0
6 狩猟免状の再交付の申請について	0
全体・その他	2
合計	10

NO	項目番号	意見の概要	意見数	回答
1	2	<p>麻醉銃はフリーレンジの野生動物を捕獲する場合、高度な技術を要し、誤解を招く可能性があるため、「また、麻醉銃は射撃場での練習ができず、有効射程距離が短く高度な技術を必要としない」を削除または修正すべき。</p>	4	<p>ご指摘いただいております「また、麻醉銃は射撃場での練習ができず、有効射程距離が短く高度な技術を必要としない」の文言は条文に現れないものではありませんが、麻醉銃が「高度な技術を要しない」という表現は誤解を招きうる表現で、説明不足でした。改正対象となっている規定は、認定の基準として、安全な捕獲を遂行するために安全管理規程に盛り込むべき内容を規定したものです。麻醉銃による捕獲においては、安全性を確保する観点からは、捕獲する鳥獣の確認を行った上で、射手の撃つ方向に人がいないことの確認や周囲の安全確認を行うこと、使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節すること等きめ細かな安全対策を講じることが何より重要と考えています。このことと射撃場での射撃練習ができないことを踏まえ、認定の基準として、1年に2回以上の射撃場における射撃練習が求められる捕獲従事者には含まないこととしたものです。</p> <p>ご指摘の点により、省令の改正案を修正するものではありませんが、ご意見の趣旨は今後の説明等に反映させていただきます。</p>
2	2	<p>麻醉銃の使用には獣医師の同行が必要である旨や撃ったあとの処置について明記すべき。</p>	1	<p>麻醉銃の使用に当たっては、銃の所持・使用等に関する危害予防上必要な規制を定めている銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃所持許可等が求められる他、特定の麻醉薬については、麻薬及び向精神薬取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の個別の法律によって、その取り扱いに関する規制が定められております。また、麻醉銃による鳥獣の捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法上、鳥獣の保護等に支障がないかどうかの観点から審査を受けた上で捕獲許可を得る必要がある他、特定の麻醉薬を一定量以上用いて麻醉銃による鳥獣の捕獲を行う場合は、人間の身体又は生命に対する危害を及ぼすおそれがあることから、環境大臣による危険猟法の許可が必要となります。</p> <p>このように、麻醉銃の使用に当たっては、個別の法令によって、使用者が限定され、用いる方法・薬品ごとに安全性等が担保されています。よって、原案の通りとさせていただきます。</p> <p>なお、捕獲後の処置や放獣体制については、対象種や方法、目的等に応じて、捕獲の許可権者や実施主体が適切に判断すべきものと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	3	<p>暴力団員の経歴のある者は、何年経過しようとも捕獲等事業に携わらせるべきではない。</p>	3	<p>役員等については、他法令との整合性の確保する観点から、暴力団員でなくなった日から5年を経過した者までを排除する必要性は乏しいと考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。</p> <p>なお、捕獲従事者のうち、銃所持許可を有している者については、銃刀法に基づく手続きの中で暴力団員等が排除されています。</p>
4	全体	<p>いずれの項目にも賛成。</p>	1	<p>ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO	項目番号	意見の概要	意見数	回答
5	全体	<p>「害獣駆除」と称して、安易に業者を参入させることは、野生動物の保護の観点から望ましくないため、いずれの項目にも反対。</p>	1	<p>認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合している捕獲等事業について、都道府県知事が認定をする制度です。認定取得後、実際に鳥獣の捕獲等を実施するためには、基本的には、捕獲等の対象が狩猟鳥獣（その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定められた鳥獣）である場合を除き、都道府県等による捕獲許可を得て、事業主体からの依頼・契約等に基づいて行うこととなります。野生動物の保護への支障については、基本的には、捕獲許可の審査において判断すべきものです。このため、原案が適切であると考えます。</p>